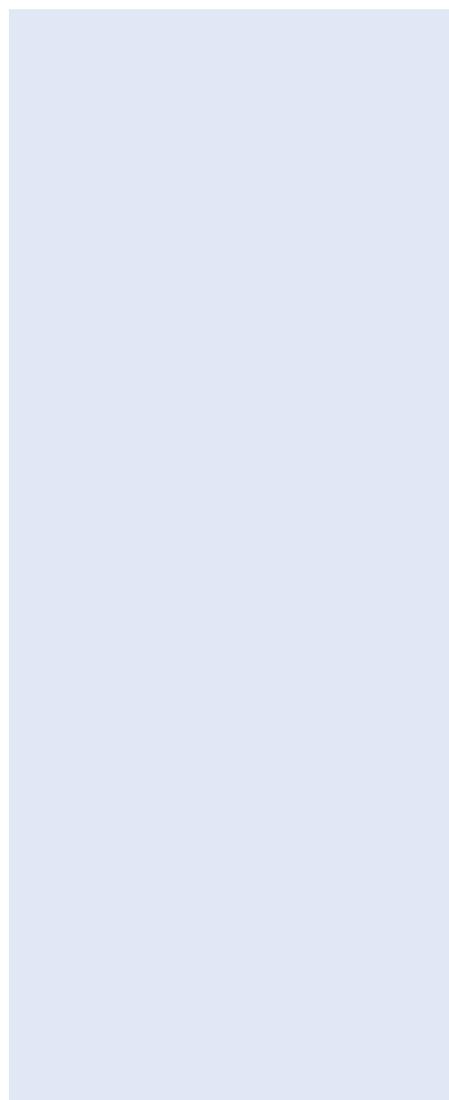


# 第 1 編

## 総 論



# 1 総論

## 第1章 策定の趣旨

甘楽町は、昭和34年（1959年）2月1日に発足し、半世紀を経過した平成21年（2009年）には、“先人に対する「感謝」と今に生きる人々の「信頼と連帯」そして、未来へ誇りと希望をもてる「夢」のあるまちをつくりあげていく”という、今後のまちづくりに向けた50周年宣言を採択しました。

今回、前総合計画が終了するにあたり、これまでのまちづくりを踏まえながら、「小さな町でも光り輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、新たな10年間のまちづくり、まち経営の指針となる第5次総合計画「KANRAプラン・輝き－キラッとかんら安心のまち－」を策定します。

<今までの最上位計画の策定年と名称・キャッチフレーズ>

昭和34年 「新町基本計画」

昭和47年 「甘楽町総合計画」

昭和57年 「甘楽町新総合計画」

～歴史の香る文化とゆとりのある町～

平成4年 輝き甘楽21「第3次総合計画」

～安心とやすらぎの町づくり～

平成14年 GENKIプランかんら「第4次総合計画」

～心が通う元気あふれる町～

## 第2章 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

### (1)基本構想

まちづくりの基本理念のもとに、町の進むべき将来像を描き、長期的な展望にたって、町政運営の基本方針、施策の大綱を示すものです。

計画の期間は、10年間とします。

### (2)基本計画

基本構想で定めた町の将来像や施策大綱の実現に向け、各分野で取り組むべき施策の基本事項とその体系を示すものです。

計画期間は、前期・後期に区分し、各5年間で計画期間とします。

### (3)実施計画

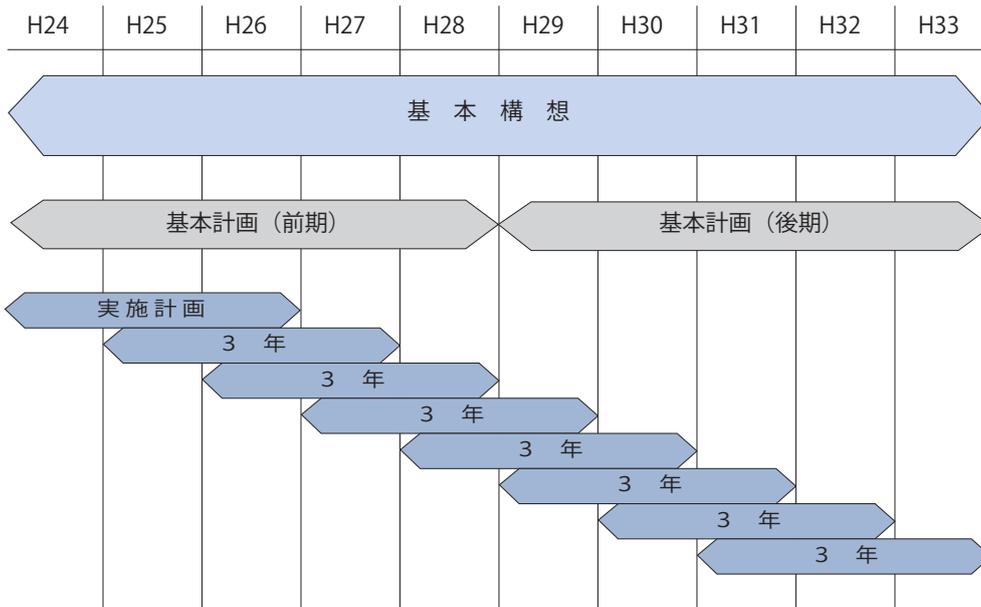
基本計画で示した施策の実現に向けた具体的な事業として示すもので、財政状況、緊急性などを勘案しながら計画します。

# 第1編 総論

計画期間は3年間とし、毎年度の予算の指針とするため、毎年見直しを行います。

<基準年次> 平成22年(2010年)  
<計画初年次> 平成24年(2012年)  
<目標年次> 平成33年(2021年)

総合計画の期間



1 総論

2 基本構想

3 基本計画

附属資料

## 第3章 計画の背景

少子高齢社会の進展による人口の減少、長引く経済・雇用情勢の低迷、地球温暖化対策などの環境問題や急速に進む情報化社会と、私たちを取り巻く情勢は多くの課題を抱えています。こうした状況を的確にとらえながら、個性を活かした、均衡ある地域づくりに取り組む必要があります。

### 1 町の概況

#### (1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南西部に位置し、東は高崎市、西と北は富岡市、南は藤岡市と下仁田町に接しており、都心まで100kmの距離にあります。

地形は、南部が高く標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地、そして北部の平坦地と変化に富んでいます。

河川は、町の北部の富岡市との境界を鏑川が流れ、町内には南から北に雄川・白倉川・天引川を主体に数本の中小河川が鏑川に注いでいます。

気候は、内陸性気候ですが比較的温暖で雪は少なく、地震や台風などの災害も少ない安全で住みやすい町です。

歴史的にも古代から栄えた土地柄をしのぼす史跡や文化財が多く残るほか、上毛三山をはじめ上信越国境や浅間山が一望でき、町全域が自然に囲まれた、歴史と文化が息づく風光明媚な町です。

位置(役場)	東経138度55分18秒	北緯36度14分35秒
標高	115m～1,370m	
面積	58.57km <sup>2</sup>	

#### (2) 交通環境

道路は、町の中央部を上信越自動車道が横断し、町北部には東西に国道254号及び国道254号バイパスが横断し、町の北部と中央部を縦断する都市計画道路の建設が進められています。

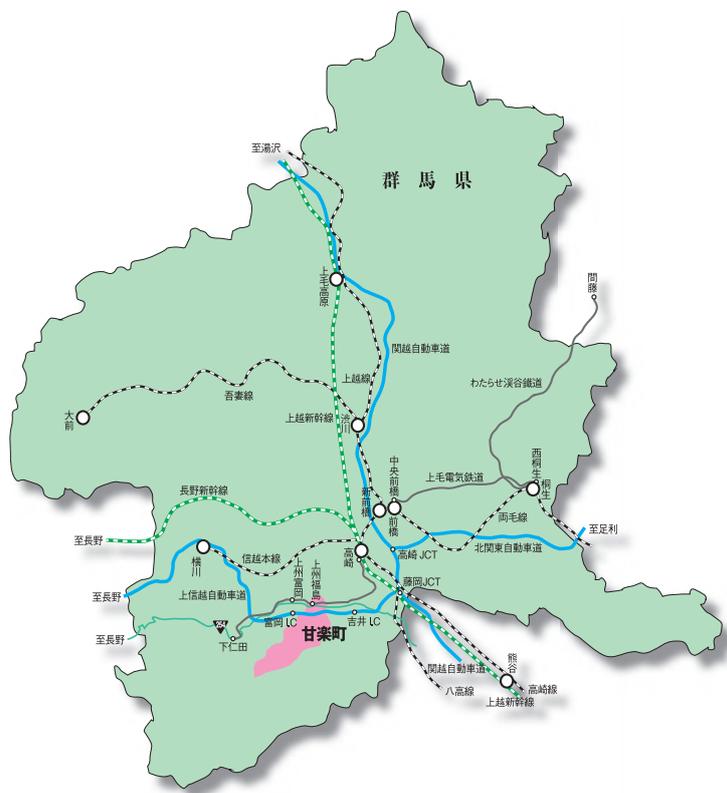
また、関越自動車道高崎JCTを起点に、群馬県と茨城県を結ぶ北関東自動車道が平成23年3月に開通したことにより、東北地方、中部地方、北陸地方そして首都圏へと東西南北いずれにも通じる高速道路網が完成し、利便性が大きく向上しています。

鉄道は、私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の2駅が設置されています。

町内からの通勤通学は、富岡市や高崎市が多く、自動車で町の中心部から富岡市へ10分、高崎市へ25分の距離にあります。

東京までの所要時間は、鉄道では高崎を經由し新幹線の利用により東京駅まで1時間30分、自動車では高速道路を利用して練馬ICまで約1時間です。

## <甘楽町へのアクセス>



## 2 人口と世帯数の推移

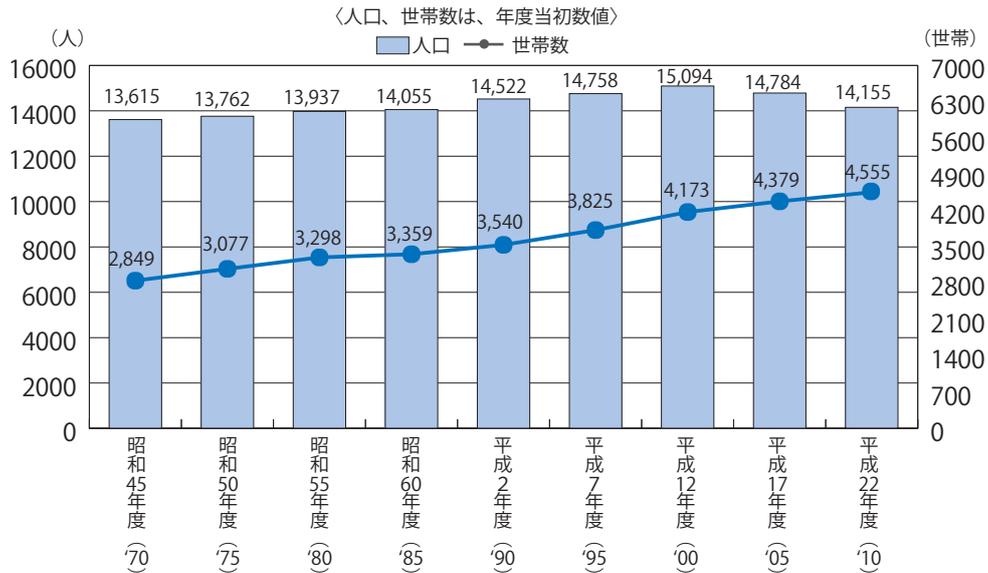
昭和34年の甘楽町発足当時は、人口15,426人、2,696世帯でした。

人口は、昭和45年頃まで減少し、その後平成11年までは微増傾向にありましたが、以降、少子化などの影響により微減に転じています。

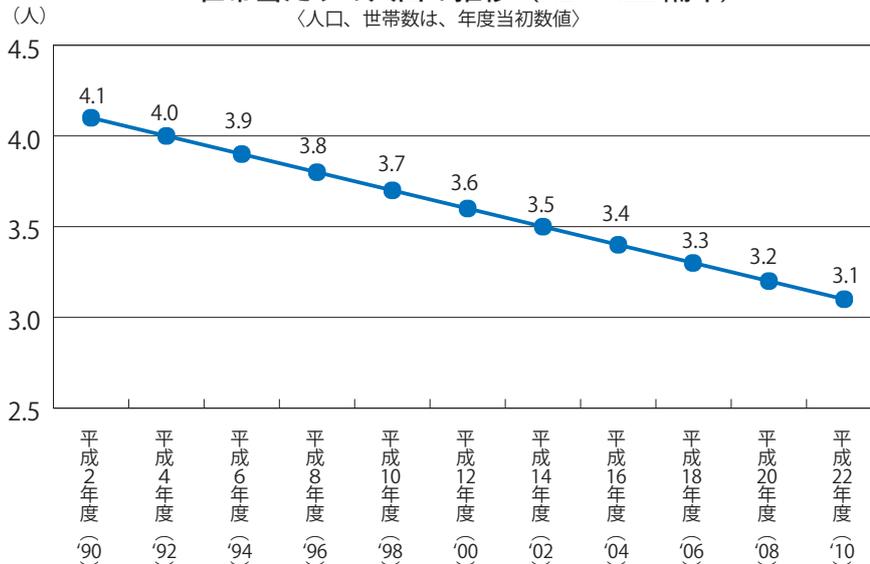
世帯数は、核家族化等の進行により増加し続けており、近年は、町及び民間の住宅団地造成等の要因により、町北部を中心に増加しています。

人口と世帯数、一世帯当たり人口、年齢階層別人口のそれぞれの推移は、次のとおりです。

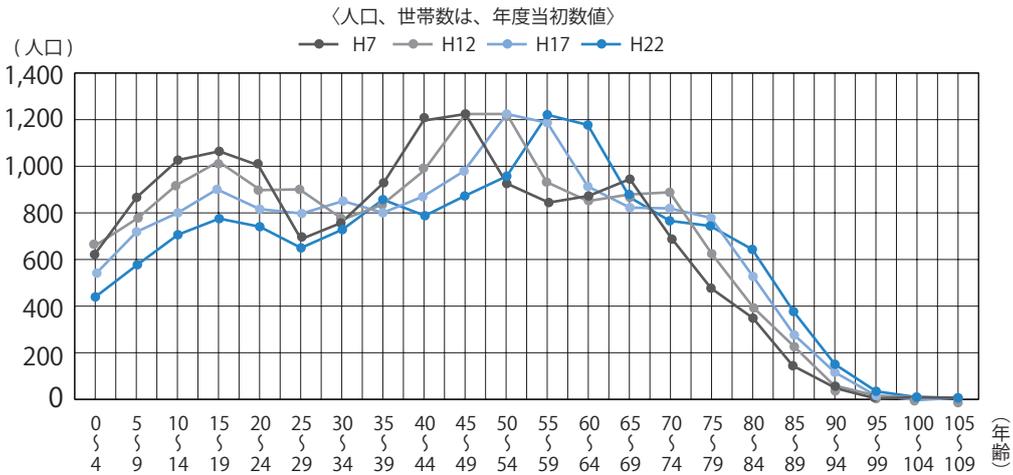
人口と世帯数の推移 (S45[70]~H22[10] 5年毎/町住民基本台帳)



一世帯当たりの人口の推移 (H2~H22 隔年)



年齢階層別人口（住民基本台帳）



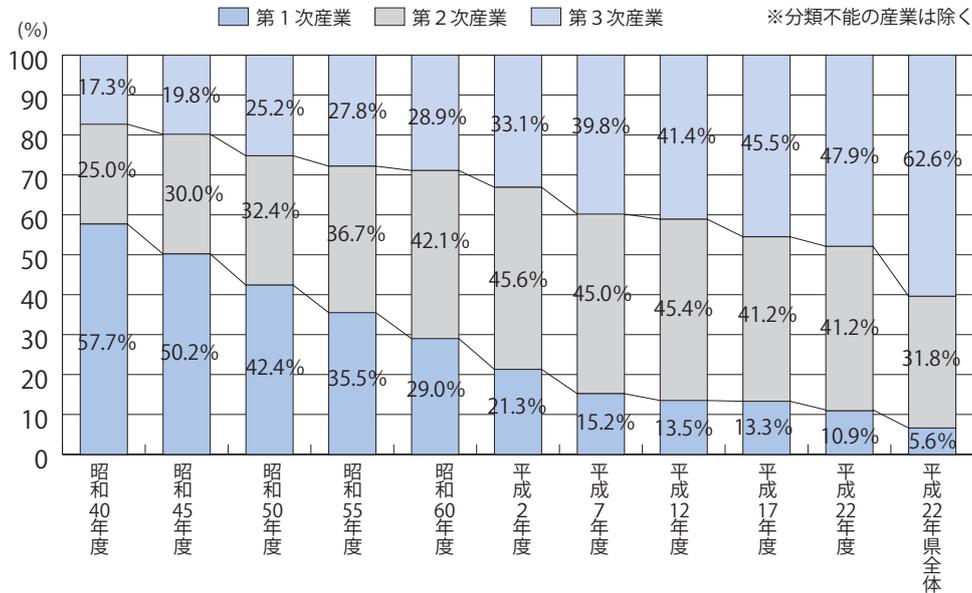
### 3 産業の推移

産業別就業者数は、農業従事者の高齢化などにより第1次産業が年々減少し、第2次産業においても平成17年度に対しては横ばいとなっていますが、長引く景気低迷を受け、減少に転じています。第3次産業比率の伸びは著しく、サービス産業の多様化に伴い、今後更に増加することが予想されます。

また、平成22年を県全体と比較すると、第1次・2次産業の占める割合が高く、第3次産業の占める割合は低い状況となっています

産業別就業人口構成比の推移は、次のとおりです。

産業別就業人口構成比の推移（国勢調査）

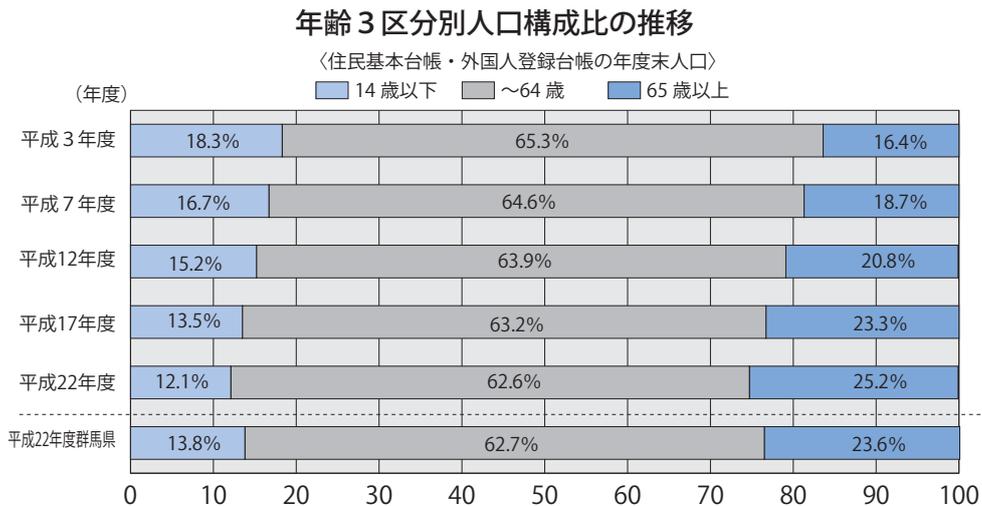


## 4 時代の潮流

### (1) 少子高齢社会

本町の平成22年における年少人口（14歳以下）の割合は12.1%、高齢者（65歳以上）の割合は25.2%になっており、平成22年において群馬県全体との割合を比較すると、14歳以下が1.7%低く、65歳以上が1.6%高い数値であり、県全体に対しても少子高齢社会の傾向は顕著になっています。

子育て支援を充実して、子どもたちが元気に育つ環境を整えながら、高齢者が家庭や地域で経験を活かしながら生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりが求められています。



### (2) 高度情報社会

インターネットや携帯電話をはじめとした情報通信技術は急速に普及し、様々な情報がどこにいても得られる情報社会となっています。医療、福祉、教育、環境や防災など様々な分野での課題解決と活性化の手段に加え、新たな行政サービスの手法としても、その利用度はますます高まっています。

今後も、個人情報保護に配慮しながら、利便性の向上と有効となる情報提供の迅速化に努めながら、地域と町の活性化につながる情報を、国内外へ広く発信することが必要となっています。

### (3) 循環型社会

社会経済の発展に起因する地球温暖化は、オゾン層破壊をはじめ、異常気象や生態系への悪影響など、環境全般にわたり、地球規模での深刻な問題となっています。

将来にわたり、人々が良好な環境で生活していくためには、自然との調和に基づく循環型社会を形成していかなければなりません。

私たち一人ひとりが環境保全についての認識を深め、リサイクルの推進や太陽光などの再生可能エネルギー導入を促進し、限りある資源の有効利用を図りながら、環境への負荷を軽減する取り組みを実践していくことが必要とされています。

## (4)安全安心をもとめる社会

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災は、日本がかつて経験したことのない大惨事であり、地震に連動し発生した津波によって、幼児からお年寄りまで多くの人命が犠牲となりました。また、同年9月の台風12号は紀伊半島を中心とした地域に激甚な被害をもたらしました。

これらの震災や台風などの被害から、安全安心を求める意識は全国的に高まっており、被災から学んだ教訓を活かした防災のあり方と体制の確立が重要となっています。

新たな防災対策の策定にあたっては、設備や備蓄の充実とともに、家庭や地域で防災への基本的な知識と理解を深めながら、行政と住民・地域、企業が連携した初動体制の見直しのほか、広域被災を想定した対応も求められます。

## (5)地方分権社会

国指導で市町村再編を進めた「平成の大合併」により、県内の市町村数は70から35に半減しました。

また、地方自治体を取り巻く状況は、長引く不況や少子高齢化の時代にあって、「地方分権改革」の進行により、自らの責任において行政を展開していく「地方政府」の仕組みづくりが構築されつつあります。

これからのまちづくりにおいては、既成の枠をこえた広域的な課題への対応とともに、地域の特色や特徴を生かした主体性のある総合的な取り組みによる地域間競争力の強化が求められています。

## (6)町民参加の協働社会

町民参加の協働のまちづくりには、地域に密着した課題を地域が主体的に解決できる地域分権型社会を町民と行政がともに築いていくことが求められています。地方分権、少子・高齢、情報社会の進展などの様々な背景の中で、町が、将来にわたって魅力的で活力のあるまちとなり、安定した財源のもとで、町民が住んで良かったと思えるようなまちになるように町民と行政が対等な立場で、お互いを理解し尊重しながら協力し合い、より良いまちづくりを進めていくことが必要です。

町民と行政の協働により、同一の方向性をもった施策を展開していくため、まちづくりにおける積極的な町民参加が求められています。